○香南香美老人ホーム組合特別会計財政調整基金条例

平成１４年３月２６日

条例第５号

改正　平成18年2月22日　 条例第1号

平成25年12月27日　条例第4号

（設置）

第１条　香南香美老人ホーム組合財政の健全な運営に資するため、香南香美老人ホーム組合特別会計財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第２条　基金に積み立てる金額は、地方財政法（昭和２３年法律第１０９号。以下「法」という。）第７条第１項の規定により、各会計年度において歳入歳出の決算上生じた剰余金（以下「決算剰余金」という。）のうち２分の１を下らない額（１，０００円未満の端数は、これを切り上げる。）とする。

２　法第７条第１項に規定する積立は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条の２ただし書の規定に基づき、決算剰余金から積み立てるものとする。

３　決算剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から、当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額（継続事業及び繰越事業の支出財源として繰り越した金額を含む。）を控除して、これを計算する。

４　前項に定めるもののほか、財政運営上必要があると認めるときは、必要額を歳入歳出予算に計上して積み立てることができる。

（管理）

第３条　基金は、金融機関への預金、その他確実かつ有利な方法によって運用しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生じる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

（１）　経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

（２）　長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第１号）

この条例は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２７日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香南香美老人ホーム組合特別会計財政調整基金条例の規定は、平成２５年６月１日から適用する。